

と き 令和2年3月31日（火）

ところ テレカンファレンスにて実施

水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会 （第12回）の議事録

午後 1 時 0 2 分開会

○伊藤室長 皆さん、こんにちは。事務局、高圧ガス保安室長の伊藤でございます。ただいまから第12回水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会を開催いたします。

本日は年度末のお忙しい中、審議に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

今回は新型コロナウイルスをめぐる現下の状況を受けて、本検討会としては初めてとなるスカイプを活用した遠隔会議の形態で実施させていただくこととなりました。いつもとは誠に勝手が違っておりますけれども、何か問題や御不明な点がございましたら随時お知らせください。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが、小林座長にこれからの議事進行をお願いしたいと思います。小林座長は私ども事務局が待機している経済省の会議室にいらっしゃいます。先生、よろしくお願いいたします。

○小林座長 それでは、始めさせていただきます。いつものことですが、効率的に会議を進めていきたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

まず最初に、資料の確認をさせていただきます。事務局から資料の確認をお願いいたします。

○高橋課長補佐 資料でございますけれども、いつもどおり事業者の資料1というところと私どもの資料2というところが2点、それから、参考資料ということで関係法規となっております。お確かめいただければと思います。

○小林座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、議題に入りまして、議題1の規制改革実施計画の要望事項についてに移ります。本日は平成29年6月に閣議決定された規制改革実施計画の37項目の中からナンバー39、48、29 aの3項目を議題として、先に報告事項としてナンバー39を、その後、審議事項としてナンバー48、29 aの順に議論を行います。

御意見、御質問がある場合、いつもはネームプレートを立てて意思表示していただくところですが、本日は名簿順に私からお聞きすることにいたします。全員が一巡後、更に確認していきたいと思います。その際、御意見等のない場合は順番が回ってきたら、ないということを明確におっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、報告事項としてナンバー39について高圧ガス保安室から説明をお願いします。

○武田課長補佐 経済産業省高圧ガス保安室の武田と申します。よろしくお願いいたします。

資料2の1ページ目を御覧ください。私からはナンバー39、水素特性判断基準に係る例示基準の改正等の検討ということで、前回、第11回の検討会で委員の皆様方に御議論いただいたテ

ーマについて、更に専門家による会議によって結論が出ましたので、本日ここに御報告をさせていただきますと思います。

もともとの要望につきましては、水素スタンドで使用する水素に触れる部分の材料、それを選択するに当たっての判断基準を改正するものになります。これまで得られていなかった知見が今回事業者側の研究開発によって得られたということで、それに基づいて今回その判断基準の見直しに至ることになったところです。

具体的に申しますと、検討の方向性のところを御覧いただきたいのですが、SUS316系と呼ばれるステンレス鋼というものがございます。この中から水素スタンドの使用環境に対応した安全な材料を選定する際の判断条件、これは先ほど申しました水素特性の判断基準と呼ばれるものですが、これについて審議により結論が出たというところであります。それは安全性確保の前提条件を満たしつつ、水素に対して十分な強度とか伸びなどの特性を満たす必要がございます。前回の議論では、引っ張り強度や伸び、絞りについて事業者側から説明があったと思います。今までは絞りという判断基準の下で使われていたのですが、その絞りを伸びに変えるというもので、これに対応する、化学的成分を表すニッケル当量とその伸びとの組合せによって新たな判断基準を導くことができたということになります。この基準に関しましては、一般高圧ガス保安規則という省令に基づいた例示基準に具体的に記されておりまして、今回その例示基準の改正をこの検討結果に基づいて行っていきたいと思っております。その際、パブリックコメントを経て改正を行っていく予定としております。

私からの説明は以上となります。

○小林座長　ありがとうございました。

本件は報告事項になります。報告事項になりますが、特に御意見、御質問があったら伺いたいと思います。これはこちらから委員の皆さんを指名しませんので、御意見、御質問がある方は音声でコールしていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

では、特になければこれは御了解いただいた、報告事項として前向きに一般則に取り入れるということ具体的に検討していただくということで、御了解いただいたということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

次が審議事項になります。ナンバー48番からお願いします。

最初に事業者から御説明いただきます。引き続きまして、高圧ガス保安室から御説明いただきます。それが終わってから皆さんの質疑応答にさせていただきますと思います。

それでは、資料1の御説明を事業者からお願いいたします。

○FCCJ（関澤） FCCJの関澤です。聞こえますでしょうか。

では、始めさせていただきます。まず、3ページを御覧くださいませ。

事項名、車載用高圧水素容器の開発時の認可の不要化（開発時に限定した特別認可に係る技術基準の整備）でございます。要望内容としましては、開発中の容器又はその付属品を搭載した車両について、事業者の敷地内に限り、特別充填許可等の手続なしで車両開発に関わる充填、貯蔵、移動を可能としていただきたいというものでございます。

背景としましては、新規開発に当たりましては、従前のガソリン自動車の開発と比べ迅速な車両開発や車載容器システムの設計変更が難しく、場合によってはスケジュールを見通せないことが考えられるためでございます。

4ページに進んでいただけますでしょうか。

上段に従来のガソリン・ディーゼルの自動車開発の線を書かせてもらっています。一般的に大体新しい車を造るのに4年から6年かかるというふうに言われてございます。一方で、燃料電池自動車開発ですが、同じようなことをしていきますと、下のちょっと青い枠でかかったところですけども、どうしても高圧水素容器ですので、許認可等が必要になってきますので、この場合についてですが、特別充填許可申請という制度があります。それを使った場合、都道府県で御判断いただけない場合があります。開発スケジュールを見通せないというところから今回のお願いになっています。

5ページをお願いします。

参考に特別充填許可とはどのようなものかということで説明させていただきます。①にありますように、特別充填許可とは線を引いたところで、経産大臣が許可した場合には特別に重点できる許可のことでございます。③のところでは事業者にとっての課題ですが、許可権限は都道府県若しくは政令指定都市が有しておりまして、その判断基準が異なる可能性があるということでございます。一応車ですので、日本全国どこに出してもおかしくないような設計にはするんですけども、その点が都道府県等によって判断基準が異なる場合が生じますと、非常に困るということでございます。

6ページをお願いします。

これまで第5回の水素規制見直し検討会で検討いただきまして、方向性を示していただきました。経産省様のほうからは、開発中の容器等の使用条件に見合う新たな容器等評価に係る技術基準を整備していただくということでございます。事業者としましては、新たな技術基準は

車両開発時に活用することが目的でありますから、容器等の使用条件を限定することで、確認試験に要する時間を適正化したいというものでございます。1つの例としまして、限定する条件としまして事業者ですとか使用期間、使用場所、安全管理方法などによって短縮したいというものでございます。

7 ページに進んでいただけますでしょうか。

第5回の検討会の結果を踏まえ、事業者と経産省で合意させていただいたことを挙げさせていただきます。容器は国際基準により設計されていること、それから、今回の技術基準の前提として以下の使用条件を付すること、期間としては3年以内、場所としてはメーカー等の敷地内、使用者としてメーカーの従業員等でございます。上記使用条件に沿った新たな容器等評価技術基準を専門家委員会を設置し整備しまして、こういったものから、経産省様から都道府県等に対し、上記技術基準を通達等により周知することで、迅速に特別充填許可を得るようにしていただきたいというものでございます。

今日の審議事項ですけれども、技術内容ではございませんで、この技術基準をつくるプロセス、この専門家委員会を設置し整備するところについて御審議いただきたいというものでございます。

8 ページでございます。

容器の使用の前提条件ですけれども、絵にしましたとおり、左側に開発時のステージを、右側に一般販売のステージを分けてございます。左から説明していきますと、事前確認で容器等のデータ取得をまずします。これは3年程度しか使わないという容器のものでございます。ただし、設計としては商品を意識して15年のものを設計してございます。その次の紫色の車両の開発時のみ使用というところですが、こういった開発品の管理ですとか評価環境の管理、事前のリスクの洗い出しと対策、水素漏れ対応、防火、消火体制などを含みまして、自動車のメーカー等の敷地内で車両開発を進めたいというふうに考えてございます。これに対して新たな技術基準により対応させていただきたいというふうに考えてございます。

これらの開発が終わりましたら、こういった検討に使っていた容器は全部廃棄してございまして、販売に向けた新しい容器について一からデータをつくり直しまして、15年相当のきちんとした認可データを取得して申請して、その結果、正式認可が下りたら販売開始というところで、右側については従来どおりのプロセスでございます。

9 ページをお願いいたします。

その3年相当の技術基準ですが、審議する委員会の概要を説明させていただきます。名称と

しましては、車両開発時の充填許可手続に関する技術基準検討委員会と名前をつけました。目的としましては、事業者の検討、提案内容の妥当性審議をしていただきます。それをもって上記方針に基づく技術基準案の審議及び承認をしていただくということでございます。最終的には、この技術基準は日本自動車研究所において発行する予定でございます。

メンバーとしましては、委員長に東京大学の吉川先生に入っていただきまして、委員には首都大学東京の小林先生、横浜国立大学の澁谷先生、そのほか高圧ガス保安協会様、それから、事業者としては高圧容器製造事業者、附属品の製造事業者等が入ってございます。また、こういった技術基準の中身をつくる上において、オブザーバーとして北海道、神奈川県、栃木県、静岡県、愛知県のメーカーのテストコースがある自治体の方にも入っていただきまして、適宜御意見を伺いながら進めていくものでございます。

10ページをお願いします。

ベースとする技術基準ですけれども、これは国際圧縮水素自動車燃料装置用容器で指定されていますGTR13の中身でございます。これをきちんと全てクリアすれば15年相当の容器として流通するものでございます。

11ページを御覧いただけますでしょうか。

その中から代表的な試験を載させていただきました。上段のほうに（１）初期破裂圧力確認、（２）初期圧力サイクル寿命試験とございまして、これは設計の確からしさの確認で、15年相当の充填・消費の繰返しをするものでございます。その下にグラフみたいなものがあるんですけれども、これはタンクの使用期間中に想定し得る使用環境全てを模擬した試験でございます。これにより安全担保ができていうふうに考えてございます。これを基にしまして、12ページのように技術基準の適正化の考え方をつくりました。

（１）と（２）、初期破裂圧力確認と初期圧力サイクル寿命試験ですが、これは従来どおり実施し、もともと15年用に設計しているものですから、15年程度の確からしさはあるだろうというところを確認します。その上で実際にどのような使用条件下でするんですけれども、3年程度を考えますので、例えば左から見ていきますと、（４）落下試験、落下した容器はメーカーの管理において試験を進めていきますので、落下した容器は使用しないということで落下試験を省略、それから、化学暴露試験、上のほうに（６）とございますけれども、この試験は化学薬品に触れるような環境で車両試験は実施しないために化学暴露試験も省略、それから、下にいきまして、常温圧力サイクル試験です。この常温圧力サイクル試験は3年相当に応じた回数に減数するものです。それから、（７）高温放置、車両試験中に長期間高温下には放置しな

いということで、この試験を省略させていただきたいというふうに考えてございます。(8) 極限温度圧力サイクル試験、これは使用期間に応じた回数に減数するというふうに考えてございます。

これは液体での耐久性能試験ですけれども、車両開発時に想定されない環境試験等は削除させていただきまして、これ以外につきましては使用期間3年に応じた試験回数にしたいというふうに考えてございます。

13ページを御覧くださいませ。

こういった特別充填許可に際しての技術基準案を今事業者側で作成してございまして、それをこの検討委員会において技術基準を審議していただき、適宜修正を進めさせていただく予定でございます。最終的には都道府県等に技術基準を通達していただきまして、特別充填許可の認可が速やかに得られるようにしていただければというふうに考えてございます。

参考で14ページ目に今後のスケジュールを書かせていただきましたが、一番上の段にありますように検討委員会は4回程度を予定してございますが、必ずしも4回にとどまる必要はございませんので、もし委員の先生、それから、オブザーバーとなっている都道府県の方から適宜指摘を頂いたものは適切に反映していく予定でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小林座長 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、資料2で高圧ガス保安室から検討状況の御説明をお願いいたします。

○高橋課長補佐 保安室、高橋でございます。

今、事業者から説明があったとおりでして、特別充填許可の制度そのものを直すというわけではなくて、水素自動車の開発用に限って判断基準、審査基準といったものを示させていただいて、それによって実際の審査を事実上早くするという形でもってスムーズに制度を進めていくというものでございますので、その中身については委員であられる吉川先生を筆頭にしっかりと都道府県にもその段階に入っていていただいて、中身、特に申請が行くであろうテストコースの方々に入っていていただいているので、その意見もしっかり考慮しながら最終的に仕上がったものを僕らがオーソライズというか、全国に通達させていただいて運用していただければと思っていますので、その方向で進めさせていただきたいというのが今日の審議いただきたいところでございます。

以上です。

○小林座長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問をお伺いしたいと思います、名簿の順でお願いしたいと思います。すみません、ちょっと今名簿を。

これから名簿の順で指名しますので、最初に御質問、御意見のあるなしを明確におっしゃっていただきたい。ある場合には引き続いて御発言をお願いしたいと思います。名簿の順、私がトップになっていますが、私をまず除いて里見委員からお願いします。

○里見委員 里見です。

特に意見はありません。御提案の内容で進めさせていただければと思います。

○小林座長 ありがとうございます。

それでは、次、須田委員、お願いします。

○須田委員 トヨタ自動車、須田です。

私も意見はございません。

以上になります。

○小林座長 ありがとうございます。

それでは、鶴田委員、お願いします。

○鶴田委員 ちょっと1つだけ質問がありまして、合理化ということで低温期間というのが省かれるという話だと思うんですが、愛知県の事故報告書を見ますと、低温と高圧に伴って発生しているのがスタンド側の話として出てきているんですが、タンク側にそういう御懸念はないということでよろしいでしょうか。確認だけお願いします。

○小林座長 これはどなたにお答えいただけますか。

○F C C J（関澤） 鶴田先生、申し訳ございません。ちょっと音声にノイズが乗ってしましまして、十分聞くことができませんでした。もう一度お願いできますでしょうか。

○小林座長 鶴田先生、もう一回発言をお願いします。鶴田先生。切っちゃったのかな。

鶴田先生。さっきの御質問をもう一度。

○鶴田委員 低温期間を省略されたという説明……。低温の条件というのを一部省かれるというお話でしたが、愛知県の実際の事故報告を見ますと、低温と高圧で問題が起きているという話がありますが、今回の省略した試験でその安全性は十分担保できるというふうに判断すればいいんでしょうか。

○小林座長 須田委員、今の質問、御理解いただけましたか。

○F C C J（関澤） 確認させていただきますと、鶴田先生がおっしゃられる低温の条件が一

部省いて15年から3年に減らしている、愛知県等の事故事例を見ますと、そういった低温と高圧が関係しているようだから、そうやって減らしていいのかということによろしいでしょうか。

○小林座長 鶴田委員、それでよろしいですね。

○鶴田委員 はい、そうです。

○小林座長 では、御回答をお願いします。

○F C C J（関澤） F C C Jの関澤のほうで回答させていただきます。

このサイクル試験の回数というのは、基本的には1日に2回、365日、それから、15年の回数を予定してございます。ですので、マイナス45度の低温のサイクルの回数が減っているとはいっても、絶対量は減っているんですけども、実際に私ども3年間で試験に用いる回数からすれば十分な回数というふうに判断してございます。これでよろしいでしょうか。

○小林座長 鶴田委員、確認をお願いします。

○鶴田委員 事業者のほうでそう判断されている根拠をお持ちであれば、それで結構です。
以上です。

○小林座長 ありがとうございます。

それでは、次、前田委員、お願いします。

○前田委員 前田です。

特に質問、意見はございません。

○小林座長 ありがとうございます。

それでは、次、三浦委員は現在この会場におられますので、三浦委員からお願いします。

○三浦委員 三浦です。

また単純な質問で恐縮ですが、この許可のための判断基準をつくるために委員会を開くのは賛成ですけれども、そもそも5ページにあるとおり、事業者さんにとっての課題の中に許可権限を都道府県と政令指定都市が持っていて、判断基準が異なる可能性があるので、短くしたいからというお話で、これはなぜなのかなと。車は日本中を走ることが最初から分かっている、自治体によって判断基準が異なっているから困るんだよねとなるのはなぜかなという単純な疑問と、もう一点は、ということがありながら審議する委員会のオブザーバーとしての自治体が、そもそもテストコースを持っておられる北海道とか神奈川県とか栃木、静岡、愛知といういわゆる先進的な自治体がで、ほかの残された自治体はここで決められたものについていけるのか、更に差が出てしまうのではないかという心配がありますが、どうなのでしょう。

○小林座長 ありがとうございます。御質問は御理解いただけましたか。お聞きになりましたか。

○F C C J（関澤） 関澤のほう、聞こえました。

○小林座長 では、関澤さんのほうから御回答をお願いします。

○F C C J（関澤） これは自治体側なので、保安室様にもちょっとコメントは頂ければと。

○高橋課長補佐 僕がむしろオーバーライドして答えさせていただければと思いますけれども、むしろ自治体側はこういう判断があったほうが良いと言っていて、まさにテクニカルな内容なので、むしろ判断ができなかったのが困っていたところ、これが出たほうがむしろスムーズに行くと、そういう自治体のほうも有り難いと、そういう話です。

○三浦委員 そういうことなんですね。もともと権限移譲が起こったときに、ほかの部署でも各自治体による判断の差異があって、それによっていろんな弊害があったというのは各所から聞いていましたが、それがスピーディーになるのであるならば望ましいことと思いますが。

○高橋課長補佐 そういう趣旨です。

○三浦委員 確認です。ありがとうございます。

○小林座長 よろしいでしょうか。

それでは、この件の質疑応答はオーケーということで、次、三宅委員、お願いします。

○三宅委員 三宅です。よろしいでしょうか。

ちょっと自分の画面が出ていないんですが、この問題につきましては、先ほど御説明ありましたとおり技術的な話については専門家委員会を開催して、そこでいろいろ決めていくということですので、結構だと思います。特に質問、コメントはございません。

以上です。

○小林座長 ありがとうございます。

それでは、吉川知恵子委員、お願いします。

○吉川（知）委員 弁護士のほうの吉川です。こんにちは。

意見がございます。1つ目は単に形式的なことですが、この頂いた資料の事項名と要望内容について議事録に多分添付されたりすると思うので、より実態に合った分かりやすいものにしていただきたいなど。タイトルは開発時の認可の不要化ではなくて、結局は、特別充填許可は申請するということのようなので、「開発時に限定した、簡易な技術基準の整備」といったようなことになるんじゃないかなと思います。要望内容も開発中の容器等に限り、都道府県が機械的に短時間で許可が出せるような別個の技術基準を新たに整備してほしいと、こういうよ

うな実態に合ったものに記載を改めていただいたほうが、何が審議されているのかということが分かりやすくなるんじゃないかなというふうに思いました。これが意見の1点目。

もう一点目の意見は、この開発中の特別な技術基準でクリアしたタンクが間違ってもほかのことに使われないようにIDナンバーをつけて管理されるということですが、しっかり廃棄なりが管理されるように、その道もちゃんと忘れずつけていただきたいと。

以上でございます。

○小林座長 ありがとうございます。

前半の御指摘は議論の余地がなく、やはり御指摘のとおりだと思いますが、それは今後の資料を全部ちゃんときちんとした説明に書いていただくということでよろしいでしょうか。特に保安室から何か。

○高橋課長補佐 一応フォローをさせていただくと、もともとの事業者の要望はまさに今回の特別充填許可を開発に限り不要化にしてくれという要望だったんです。ところが、今回の落ちとして不要化まではせずに、そこの判断基準を出すというのが今回の検討の落ちというか落としどころだったんですね。なので、要望事項としては、これは例の閣議決定計画に載っているものなので、項目自体は直せないんですが、一方で議事録上、そのあたりがしっかり分かるようにはっきり書かせていただきたいと、そう思います。

○小林座長 第1点に関しては今の御説明のとおりで、それでも途中の変更が分かるような記述をきちんとしていただくということをお願いしておきたいと思いますが。

○吉川（知）委員 ありがとうございます。

○小林座長 よろしいですね。

2番目の要望は。

○高橋課長補佐 関澤さん、お答えできますか。

○小林座長 関澤さん。

○FCCJ（関澤） 関澤のほうからお答えさせていただきます。

この技術基準の中には、いわゆるこれは3年法の試験なので書き込むことはしませんけれども、都道府県等に届け出る際、許可をお願いする際には、容器等の管理、それから、廃棄までをきちんと申請していたわけで、その場合ですと、廃棄のエビデンスも当然残りますので、先生のおっしゃられるような状態にはならないような仕組みとしていきたいと考えています。

○小林座長 吉川先生、いかがでしょうか。

○吉川（知）委員 分かりました。必ずそれを励行していただくように要望いたします。

以上です。

○小林座長 ありがとうございます。

それでは、最後に東大の吉川委員、お願いします。

○吉川（暢）委員 聞こえますでしょうか。

○小林座長 お願いします。

○吉川（暢）委員 技術基準の検討委員会も進めておりますので、特段質問、意見はないんですけれども、今頂いたもろもろの懸念をきちんと解決するように委員会のほうで努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○小林座長 ありがとうございます。

それでは、もう一度改めて特に皆さんの御意見をお伺いした上で委員の皆さんから何か特に御発言ございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

申し訳ないけれども、私も改めて今日資料を見せていただいて、多分些細なミスだろうと思うんですが、確認したいと思いますが、10枚目のスライドを見せてください。

ちょっと画面が出ないので、皆さん多分手元に資料はお持ちだと思いますので、10枚目のスライドを皆さん確認していただきたいと思いますが、よろしいですか。

タイトルがベースとする技術基準：G T R 13というスライドです。これ多分G T R 13の中身そのものが書かれていて、これをベースにして、その中で特別に開発中のものはその中の幾つかを外しますと、そういう御説明だったと思うんですが、今の基準の中で4つですか、初期性能確認と液体での耐久性、ガスでの性能、その他とあります。ガスでの性能試験シリーズのところを見ていただくと、11番目に耐圧試験、14番目に残留保証圧力試験、15番目に残留強度破裂試験というのがあります。私の理解だと、その上の液体での耐久性能試験の中に、3、耐圧試験、9、残留保証圧力試験、10、残留強度破裂試験というのがあるって、飽くまでこういう試験は液体でやるのが建前で、ガスではやらないということになっているというのが私の理解なんですが、G T R 13が本当にガスでの耐圧、残留保証、残留強度破裂を要求していて、それはやりますということですか。確認です。

○F C C J（関澤） 関澤です。回答させていただきます。

気体での11番、耐圧試験、それから、14番、残留保証圧力試験は行いますけれども、これはちょっと15番は気体というふうに取り残されてしまう表現で、すみませんでした。最終的にこれは液体で図ることになります。

○小林座長 11番と14番は液体とガスと両方やるということですか。

○F C C J（関澤） すみません。11と14、15は液です。すみません、表現がよくなくてすみませんでした。

○小林座長 表現じゃなくて、だから、こういう技術基準の中身をきちんと説明する場合に、その一番重要な説明で液体、ガスの区分がされていないというのは、それはおかしいでしょう。

○F C C J（関澤） すみません。

○小林座長 これはガスでの性能試験のところの11、14、15はなしということによろしいわけね。あるいは特にそれを開発試験ではやるということですか。

○F C C J（関澤） 開発試験ではやりません。

○小林座長 だから、現状G T R 13ではどうなっていますか聞いている。

○須田委員 トヨタ自動車、須田です。

すみません。ここのガスでの性能試験というところは、液体の部分、先ほど関澤のほうから言った11番、14番、15番に関しては液でやります。12、13に関してだけ確かにG T Rの中でガスでやる試験になっております。G T Rの中でも表現としてここの試験としては、ガスのシリーズ試験という現状としては扱いになっていて、小林先生おっしゃられるように少しその明確さというのがG T Rの中でも抜けている部分なのかなというふうに思っています。

○小林座長 要するに結論としては、この資料から11、14、15は削除していただくということによろしいわけね。

○須田委員 そういうことですね。ガスで行う試験という意味合いとしてですね。

○小林座長 分かりました。資料の訂正、お願いします。

あと、よろしいでしょうか。

それでは、いろいろな御意見をお伺いしましたので、この御意見を入れて今後技術基準という形でこれをまとめていただくという方向性はここで確認させていただきました。ということで、どうもありがとうございました。

それでは、次が最後の29 a についてまず事業者から御説明をお願いします。

○F C C J（伊東） F C C J、伊東です。聞こえますでしょうか。

○小林座長 聞こえます。お願いします。

○F C C J（伊東） では、説明させていただきます。

ナンバー29 a、保安監督者に関する見直しということで、複数スタンド兼任の保安体制の在り方についてです。

こちらは前回は扱ってございまして、これまででいうと第3回、第6回、第11回の検討でリ

スクアセスメントの実施など今後の検討の方針を提示させていただきました。これに対しまして、高圧ガス保安室様からは、平常時・緊急時に保安監督者の職務を全うできるか、また、同時発災した場合、従業者を含め適切な対応ができるかの検証を行いまして、兼任を可能とする条件を明確化するなどして、保安体制の在り方を検討することが必要というような方針を頂いてございます。

これに対しまして、これまでの経緯の3つ目に書いてありますけれども、前回検討会での御指摘では、緊急時に関しまして兼任するスタンド間の距離を検討すべき、また、複数の保安監督者による複数スタンド管理はどうか、ヒューマンファクターによる検討をすべきといった御意見を賜りました。また、従業者の教育については、保安教育の基準化や従業者のレベル維持の仕組みを求める意見を頂きました。

これに対しまして今日の検討会を迎えてございまして、一番下に議論いただきたい内容を記載してございますが、全ての説明は従業者が常駐しているスタンドが前提の下、2つを議論いただきたく存じます。1つ目には、保安監督者が複数スタンドを兼任する要件と兼任数の上限です。2つ目が兼任するスタンド数の増やし方についてでございます。

次のページをお願いいたします。

まず、本題に入る前に平常時・緊急時の職務の整理を示させていただきます。こちら前回も示しているものでありますが、改めまして事業者を含めまして、事業者、保安監督者、従業者の3者において青で示します平常時と赤で示します緊急時について検討したということでございます。この前提の下、次のページ、17ページに移らせていただきます。

まずは事業者インタビューをベースとした保安監督者兼任の要件検討についてでございます。

現在の水素スタンドの平常時の保安体制の実態について、実際運営をしている3つの事業者の保安監督者と本社担当者にインタビューを行いました。その内容が点線で囲んでいる内容になります。まず言われていたのがヒューマンファクターを極力排除した安全な設備であるということ、従業者に関しては、1人でスタンド運営できる、ワンマンオペレーションできるということで、簡略化してワンオペできると言いますが、その能力を有しているということ、そして、3つ目になりますけれども、経験が浅い従業者はワンオペをさせていないということをおっしゃってございます。4つ目、経験豊富な保安監督者に関しては、他のスタンドの監督の支援も実際行っているということです。下から2つ目、その前提何ですけれども、保安監督者と従業者とのコミュニケーションによって円滑にスタンド運営を行っている。最後、事業者に関してですが、保安監督者の平常時業務を業務の状況に応じてサポートしているというような

状況があるところでございます。

これを基に兼任の要件を導き出したのが下に記載している内容になります。平常時の職務を全うするための要件としまして、従業者に関しては1人で各種要領・基準に従って水素スタンドを運営できる能力を有している、簡単に言うとワンオペできる従業者が配置されているということでございます。

2つ目、保安監督者に関しましては、水素スタンドの保安監督者経験を有し、監督を行うスタンドの知識を有している、その背景には保安監督者が巡視により従業者とコミュニケーションが可能であるスタンド間距離であるということで、運営を行っているということでございます。

最後、事業者に関しましては、保安検査時のメーカーの一括発注などして、事業者が保安監督者のサポート体制を構築してサポートしているということが導き出されました。

それでは、続いて18ページに移ってください。

次に示しますのが平常時業務の分析に基づく兼任可能なスタンドの数の検討です。下の表には保安監督者の業務の内容とスケジュール例を示してございます。これらも事業者の実態をヒアリングした結果を基に作成してございます。上は2つのスタンドを兼任する例、下は4つのスタンドを兼任する例になります。下の例から、例えば定期自主検査の監督業務のうち検査準備を本社が一括手配するなどしてサポートする、このような例を前提にしまして兼任数の上限を4か所と設定したいというふうに考えてございます。

このスケジュールの例に4種類の定型業務を示してございます。ですが、そのほかには常日頃から保安レベル維持のために危険の芽の摘み取りに値する意識を張り巡らせる必要がございます。この危険の芽の摘み取り、こちらは業界用語になってしまうんですけども、まだ健在化していないリスクを検出しまして、先立って対策を講じて安全を確保するというものでございます。こちらは本社サポートによって業務負荷を低減させて、こうした危険の芽の摘み取りに意識を置くことができるということが必要不可欠であるというような考えでございます。

また、もう一点なんですけれども、こちらの表に示すように保安監督者として一通りのイベントを経験するのには6か月程度必要であるということが分かります。これに関しましては後述させていただきます。

というわけで、19ページに移らせていただきます。こちらは緊急時リスクアセスメントに基づく保安監督者兼任の要件検討についてでございます。

リスクアセスメントということで、前回の検討会で御指摘いただいたとおり立地条件の検討

を含めまして、ヒューマンファクターの分析によって抽出しまして、兼任しても保安レベルを維持できるための対策の検討を行ったということでございます。図の上側、リスクアセスメントの流れということでステップ3つを示してございます。

モデルの作成では、事業者のインタビューの結果を踏まえてリスクアセスメント実施のためのモデルを作成しました。ステップ2としましては懸念の抽出ということで、緊急時に職務が全うできなくなる要因を網羅的に抽出いたしました。これによって、その下を書いてございますが、単独の発災は1対1対応となることから保安監督者専任の場合と同等ということで、その以下では同時発災に絞って検討させていただきました。そして、最後ステップ3になります。こちらは対策の検討ということで、同時発災時に保安レベルを維持するための必要な対策を検討してまいりました。

そして、それらの要件を整理したのが紙面下に記載してあるものでございます。こちらが同時発災時に職務を全うするための要件ということで、従業者に関しましては、緊急時への初期対応は基本的に従業者が行うことから、1人で要領・基準に従って緊急時対応ができること、簡単に言いますと、緊急時に関しましてもワンオペが担えるということでございます。保安監督者に関しましては、このワンオペが担える従業者のための要領・基準の整備と教育を行い、経験と知識に基づく緊急時の体制を確立すること、マニュアルを整備して緊急時の体制自体を構築するというのが保安監督者の務めということでございます。

事業者に関しましては、同時発災時にも遅滞なく従業者との連絡が取り合えるようバックアップの体制を構築するというところでございます。そのほか、こちらは全体に関わりますけれども、保安監督者が兼任するスタンドでは、同時発災した場合の訓練を実施するというのを要件にする必要があろうかと存じます。

最後、下に書いてありますけれども、立地の条件に関しましては、緊急時は各スタンドに常駐する従業者が対応を行い、保安監督者とは通信により連絡を取り合うことから、兼任するスタンド間距離によらず従業者は職務を全うできるというような結論に至ってございます。ただし、こちら下に3ページ目と記載しておりますが、失礼いたしました。こちらは17ページの誤りでございまして、17ページで記載のとおり、保安監督者が巡視によって従業者とコミュニケーションを取れるスタンド間距離とすることが現実的であるというようなことを申しつけさせていただきます。

次のページ、20ページに移らせていただきます。

次に示しますのが、これまでインタビューの結果から得られた要件とリスクアセスメント検

討結果から得られた要件は以下のとおり整理しまして、事業者が行うべき対応を明確化させていただきました。こちらが図の下側に示しているものでございます。

左側に示す現状の保安体制の要件ですと、赤の保安監督者は免状を保持して製造経験を有する、また、設備に関しましては、ヒューマンファクターを排除した安全な設備ということが要件にございます。これに対しまして、右側に示す兼任後の保安体制の要件では、保安レベルの引上げをするために4つの要件を課してございます。赤で示します保安監督者に関しましては、一定期間の監督経験を有し、設備構成を把握しているということ、青で示す従業員に関しては、ワンオペが可能な能力を有している、また、そこでは教育内容を明示して経験の浅い従業員と区別してワンオペさせないというようなことが挙げられます。そして、オレンジで示す事業者に関しましては、平常時のサポートの体制と緊急時のバックアップ体制を確立するということが要件になります。黄緑で示しています全体に関しては、同時発災時の訓練を実施するというところでございます。

最後、矢印以下に書いてありますけれども、これらの兼任後の保安体制を各事業者が確実に満たすため、保安監督者の複数スタンド兼任に係る危害予防規程作成指針、保安教育計画作成指針を業界で作成しまして、業界として標準化を図りたいという考えでございます。

というわけで、次のページをお願いいたします。次のページに示しますのが危害予防規程作成と保安教育計画作成の指針についてでございます。

こちら上に示しますのが危害予防規程作成の指針についてです。兼任する保安監督者の要件、事業者のサポート体制、事業者のバックアップ体制、同時発災訓練、立地情報等で、まず1つ目、保安監督者の要件に関しましては、一定期間ということで6か月以上の実務を経験し、兼任するスタンドの設備を把握するということを記載したいという考えでございます。

2つ飛ばしまして、同時発災訓練に関しましては、保安監督者が兼任している複数の水素スタンドでの同時発災訓練を実施する旨を記載するというところでございます。それ以外、サポート体制、バックアップ体制、立地情報に関しましては、補足資料を交えて説明させていただきます。

大変恐縮です。28ページ目に飛んでください。

最終ページになります。こちらで示しますように、平常時のサポートの体制、緊急時のバックアップの体制について記載する予定でございます。紙面左側に示していますサポートの体制の一例としましては、例えば定期自主検査のサポートでは部品データの入手や部品検査のスケジュール調整等をサポートする本社機能が対応するというところでございます。また、保安教育

のサポートでは、本社所有の情報を展開して保安教育をサポートするという、運営のサポートでは、例えば保安監督者が休暇時には対応を本社機能が対応するということでございます。

また、バックアップ体制の一例に関しましては、緊急時に従業員が保安監督者と連絡が取れない場合、本社の担当が対応する、又は従業員が被災した場合等に本社から人員を派遣するということがバックアップ体制の一例になります。

右側に保安体制の例を示してございます。こちらは立地情報にも関わりますけれども、2つのスタンドを兼任した場合には、それぞれ立地情報を記載した上で従業員があり、その上に管理する保安監督者がございます。連絡も全てこのような記載で明示された上で、保安監督者が例えば出られない場合には、その上の本社である担当者に連絡をします。それもかなわない場合には、その上の技術課長、部長等が対応するという、こうした組織として対応することが保安体制でありまして、こういったものをバックアップ体制として構築するということを危害予防規程に書きたいというふうな考えでございます。

というわけで、行ったり来たりして申し訳ありません。21ページ目に戻らせていただきます。

続いて保安教育計画作成の指針に記載すべき事項ということで、ワンオペが可能な従業員の配置ということで、そこでは経験の浅い従業員は区別して、要領・基準に従って水素スタンドの運営が1人でできるものを配置するという、経験の浅い従業員にはワンオペさせないということを記載するというでございます。

末尾に現状行われている従業員教育の例ということで、ワンオペをどのように認定しているというふうな実態を調査してまいりましたので、補足させていただきます。こちらでは、従業員への教育の内容としましては、こちらに記載のとおり座学やOJT、実地訓練の下、教育をしている。そこで、ワンオペできるか否か認定するに当たっては、各項目の実技試験や安全知識筆記試験を行う、又は保安監督者による能力の見極めを行うということで初めてワンオペできる従業員として認定され、担えるというようなことで実態がございましてということで補足させていただきました。

というわけで、本編に戻らせていただきまして、22ページ目に移らせていただきます。

こちらが2つ目の議論したい内容でございまして、保安監督者が兼任するスタンド数の増やし方になります。いきなり4か所の兼任を行うということではなくて、まずは2か所を兼任して安全であることを確認し、ステップ・バイ・ステップで兼任スタンドを増やしていく考えでございます。そして、兼任するスタンドを2か所から3か所に増やす場合でも1から2の場合と同様に、事業者、保安監督者、従業員の3者のそれぞれが保安確保の要件を満たしているこ

とをしっかりと確認する所存でございます。

なお、各要件を満たしていることを示した上で、危害予防規程を自治体に再度提出して確認いただく予定でございます。

ここで、下には保安監督者の進め方ということで、保安監督者、事業者、従業員のそれぞれの要件を記載してございます。こちらは1か所・2か所、2か所・3か所、3か所・4か所、全て同じような考えになりますけれども、まず2か所の要件を説明させていただきます。2か所を兼任する場合の要件を説明させていただきます。

保安監督者に関しましては、6か月以上の保安監督者の経験を有し、そこでは1か所目の定期自主検査の監督、防災訓練を実施した経験が恐らく6か月では経験できますので、それを基に事業者によって適性を確認するというのが要件でございます。2つ目には、新たな兼任先のスタンドの設備構成を把握するということでございます。

そして、事業者に関しましては、事業者の平常時のサポートの体制、また、緊急時のバックアップの体制を構築するということ、そして、従業員に関しましては、ワンオペを担える従業員を配置するというのが要件になります。

これに対して2か所目から3か所目に増やす場合の要件は、その右側に示してございます。保安監督者に関していうと、6か月以上の2か所兼任の経験が変更点になります。それ以外は新たなスタンドの設備構成になりますけれども、3か所分の設備構成を把握するというのが要件になります。事業者に関しましては、3か所分の事業者のサポートの体制、バックアップの体制を構築する、そして、従業員としましては、3か所分のワンオペを担える従業員を配置するというのが要件になります。ここで期限で言うと、保安監督者の6か月以上だけがありますけれども、実際にハードルが高いというのは従業員の教育でして、3か所ワンオペを担える従業員を配置するというのは6か月以上当然かかるもので、最もハードルが高いものと考えてございます。

というわけで、最終ページに移らせていただきます。23ページ目になります。

最後に示しますのが今後のスタンド展開における保安監督者の複数スタンド兼任の位置付けということで、安全を担保しつつ保安監督者の兼任を実現することで、今後のステーションの整備拡大に対応していく所存でございます。ここは上の図に書いてありますけれども、今現在、2019年度末では112か所、これに対しまして2025年では320か所というような計画がございます。これに対応するべく兼任も含めて安全を確保した上で増やしていきたいというような考えでございます。

また、複数スタンドを兼任する保安監督者が高い能力や豊富な知識を持ってございますので、保安教育を通じて従業者にインプットすることによって、次代を担う保安監督者候補を育成していく考えでございます。

最後に人材育成の流れのイメージということで記載してありますけれども、各企業において従業者から資格取得し、製造経験を有し保安監督者になる。その保安監督者は専任から兼任になる、更には保安監督者が本社従業員となって、統括・マネジャーに人材登用されて活躍するというようなキャリアパスを構築することで、現場経験がある人材を本社においても登用することによって企業全体の安全文化を更に高めていきたいというような考えでございます。

というわけで、23ページをもって説明は以上になります。

○小林座長　ありがとうございました。

それでは、引き続きまして高圧ガス保安室から検討状況の御説明をお願いいたします。

○武田課長補佐　高圧ガス保安室の武田です。

資料2の3ページ目を御覧ください。検討の方向性とスケジュールを中心に説明させていただきます。

現状の高圧ガス保安法の技術基準では、1人の保安監督者が複数の水素スタンドの保安の監督を兼務することは想定をされていないところであります。実際その兼任を行う場合に十分に安全が確保されるか、あるいはその際の条件は何かということが明確になっていないということで、これまで実態上兼任というのは実施されてこなかったところです。今、事業者側から御説明ありましたとおり、兼任を行う場合の課題の整理、あるいは通常の保安業務又は緊急時の災害対応等への影響に対してリスクアセスメントを実施していただき、それに基づいて必要な対策について抽出、検討を進めていただいたところであります。

本日の御議論の結果を踏まえて、水素スタンドの安全性が低下することなく、保安監督者が兼任できるための具体的な条件というのを更に検討を進めてまいりたいと思っております。これは保安法上の技術基準だけではなく、業界の自主基準も含めた形で、引き続き法技術的な検討の場において検討を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○小林座長　ありがとうございました。

それでは、また委員の皆さんの御質問、御意見をお伺いしたいと思います。1人ずつ指名しますので、質問の有無から始まって、質問のある方は質問をお願いしたいと思います。

最初に里見委員。

○里見委員 里見です。

特に質問はありません。提案いただいた内容で更に法技術的な検討を進めていただければと思います。

以上です。

○小林座長 ありがとうございます。

そしたら、須田委員、お願いします。

○須田委員 トヨタ自動車、須田です。

意見ございません。

○小林座長 ありがとうございます。

それでは、鶴田委員、お願いします。

○鶴田委員 今説明を伺ったんですが、28ページ目の資料に例が出てきているんですが、この絵は単に離れているところを兼任というのではなくて、組織上の権限というのが十分ある方が監督者になっていただくということのように事業者は理解しているんですが、そういう組織内の管理権を持っているかどうか、そういうものはこの原案では考慮されないのでしょうか。そここのところをお伺いしたいと思います。

○小林座長 これはどなたがご答えいただけますか。

○FCCJ（伊東） FCCJ、伊東です。

○小林座長 伊東さん、お願いします。

○FCCJ（伊東） 管理権に関しましては、前提としまして水素スタンドの責任を担うのは全て保安監督者でございます。

○小林座長 鶴田先生、今の御回答。

○鶴田委員 ということは、スタンドの所有者に対して例えば必要な管理上の作業あるいは運転停止というのは、保安監督者の権限でできる方が選任されるということによろしいですか。

○FCCJ（伊東） そのとおりでございます。

○鶴田委員 それで、当然のことだと思いますが、先ほど数が増えていったときに、その方の権限も場所が増えるに従って大きくなっていくと、そういうふうに制度を設計するという理解でよろしいでしょうか。

○FCCJ（伊東） FCCJ、伊東です。

兼任数が増えても責任を取るのは保安監督者ですので、鶴田先生がおっしゃるとおりの理解でよろしいかと存じます。

○鶴田委員 分かりました。確認いたしました。

私の質問は終了です。

○小林座長 ありがとうございます。

そしたら、次、前田委員、お願いします。

○前田委員 前田です。

特に質問はないんですけども、1点意見というか要望なんですけれども、19ページ目で同時発災時に職務を全うするための要件として、事業者側のやれることとしてソフト面のバックアップ体制を構築することという記載があって、これはこのとおりだと思うんですが、これ以外でも例えば複数のスタンドで設備の仕様がばらばらだったりすると、やっぱりいろいろ見ていく上でも障害が大きくなりますので、設備は極力標準、どこへ行っても同じような標準化されていることも重要じゃないかなと思いますので、そういった側面でも今後御検討いただけたらと思います。

以上です。

○小林座長 これは要望事項というか、どなたかにお答えいただく必要がありますか。

○前田委員 特にございませぬ。今後の検討の中で加味いただければと思います。

○小林座長 ありがとうございます。

それでは、次、三浦委員、お願いいたします。三浦委員は会場参加。

○三浦委員 すみません、三浦です。

質問ですが、まず17ページにあります下の段の保安監督者のところ、米印のところに保安監督者が巡視により従業員とコミュニケーションが可能であるスタンド間距離であること、と書かれています。なおかつ先ほど19ページでも立地条件についてのところで、17ページで述べているとおりスタンド間距離をすることが現実的であると書いてあります。この距離というのは具体的にどのくらいとか、そういうのは何かあるんですか。例えば車で何分で行けるとか、距離が何メートルとか。

というのは、同時発災したときに本当にそれが可能なのかと。なかなか信じられないとは申しませんが、かなりハードなことであろうと思うので、その距離というのがどうなのかということが1つ目の質問と、もう一つの質問は、同じく19ページの上にあるように同時発災した場合の訓練を実施することとあります。訓練に関しては、多分18ページにあるように防災訓練の監督をするとあって、この訓練は年2回ぐらいを義務にしようという案というか、ルール化しようとしていることがおありなのか教えてください。

○小林座長 2点御質問がございまして、1点目が距離の話です。複数兼任ということで、複数兼任のスタンドの距離をもう少し具体的に、それから、同時発災のときの駆けつけ距離、2つの距離、それに関する御質問が最初だと思いますが、お答えはどなたですか。

○F C C J（伊東） F C C J、伊東から回答させていただきます。

その距離についてですが、平常時、日常的にコミュニケーションを取るということで、例えば4か所ですと、週1回はその事業所を訪れるというのが現実的だろうかと考えてございます。ですので、例えばエリアでいうと、関東をエリアとして週1回回るようなイメージを持ってございます。ただ、各距離何キロというのを特定するのはちょっとなかなか難しいところではあるんですが、そのようなイメージということを御認識いただければと思います。

そこで、緊急時に関してなんですけれども、緊急時に関しましては、決して保安監督者が駆けつけないということではないです。ただ、緊急時も含めてワンオペができる従業者を配置していて、今回の検討に関しましては、常駐している従業員が対応するというのがまずは前提ですので、まずはその下、必要に応じて保安監督者が駆けつけすることはあろうかと思いますけれども、従業者が対応するというのは基本であります。

○小林座長 まず第1点、三浦委員、それでよろしいですか。

○三浦委員 これは例えばそういうマニュアルを作ったときに、現場の方が月1回行ける程度の距離と。月1回とか、それで分かるのでしょうか。誰でも共有できるような情報なのかどうかというのが何かちょっとぴんと来なかったんですけれども。

○F C C J（伊東） すみません、週1回。巡視をするということでございます。

○三浦委員 週1回行けるような距離というのは、それで現場の方がお分かりになるんだったら、理解できると納得がいくなら良いのですが。感覚の問題ですかね。変な聞き方をして申し訳ないのですがどなたか答えてくれますか。

○小林座長 ほかの方、発言ですか。

○J P E C（二宮） すみません、バックシートからでございます。J P E Cの二宮と申します。よろしくお願いします。

今、三浦委員のほうからそういうことで本当に従業者は大丈夫なのということなんですけれども、従業者は十分な経験、それからあと教育、要領・基準類の教育を受けて、平常時の対応、それから、緊急時の対応がしっかりできる、そういうことを見極められた従業者が初めて兼任できるスタンドにおいてワンマンオペレーションをするということで、もうそれ以前、そういうレベルになる以前に要領・基準はしっかり勉強していますし、その上、保安監督者とのコミ

コミュニケーション、それから、いろんな同時発災訓練等の訓練の経験も経た者ということで、そういうものが現場にいるということで確実な初動対応ができるというふうに考えてございます。

○三浦委員 分かりました。

○小林座長 確認ですが、距離の問題、複数兼任の距離の問題は保安監督者が日常、要するに点検の巡回を行うというのが距離の根拠になる、前提になっていて、同時発災は距離はどちらかという関係ありませんと。そちらで距離が決まりますと、前のほうで。そういう御説明と理解してよろしいですか。

○J P E C（二宮） はい、そのような御理解で結構です。緊急時においては、1人の保安監督者が1か所に万が一かかりきりになった場合には、本社サイド、それから、各事業者のエリアにおけるバックアップ体制というのが2か所目以降のところのスタンドをカバーするということで、対応遅れがない体制を組むと、そういうことを明確にしていこうということでございます。

○小林座長 よろしいでしょうか。

○三浦委員 理解しました。

○小林座長 2番目の御質問はどなたがご答えいただけますか。

○J P E C（二宮） すみません、それは同時発災訓練でございましょうか。保安教育で月に1回いろんな保安教育をやっていく中で、発災訓練に割ける回数が何回かというのはあるかと思いますが、兼任スタンドにおける同時発災訓練というのは非常に重要な位置付けですので、必ず年1回はやりますし、それからあと、いろんな関係者も巻き込んだ大がかりな訓練なども1回入れるとか、そういったような形でこれから保安教育計画作成指針というのをつくってまいる所存でございます。

こういった同時発災訓練というのは、必ずスケジュールに入れて対応するということ、同時発災訓練の場合には、そういった本社体制のバックアップの確認をしつつ、2か所以上のところが同時に起こっても1人の保安監督者が1か所にかかりきりになっても、本社体制で遅れが出ないということの確認、それからまた、消防などと連携した訓練などというのもオプションとして考えられればなというふうに考えております。

○小林座長 三浦委員、いかがでしょうか。

○三浦委員 それはいいと思います。自治体の例えば消防の関係者は当然のことだと思いますが、例えばスタンドがある町内会とか、その辺の例えば周りに御高齢者が多くないとか、住宅街なのか商店があるような場所なのかによっても様々な対応の条件が異なると思います。是非、

町内会とか自治会との連携というのも欠かさず取っていただきたいと思います。消防だけとか自治体だけじゃなくて、もっと地元の方たちとのコミュニケーションというのも重視していただきたいなと思っています。

○ＪＰＥＣ（二宮） ありがとうございます。そういったこれから指針等をつくっていく中で、商業地にあるのか住宅地にあるのか、そういった立地とかということも考慮に入れるようにというような記載はさせていただくようにいたします。

○小林座長 これはよろしいですね。

○三浦委員 はい。

○小林座長 では、どうもありがとうございました。

それでは、次が三宅委員、お願いします。

○三宅委員 横浜国大、三宅です。よろしいですか。

○小林座長 はい、どうぞ。

○三宅委員 私のほうからは質問が１点と、それから、要望が１点ございます。

１つ質問ですけれども、保安監督者の兼任に関して先ほどの最後の保安体制の図によりますと、兼任をされるのは同じ事業者による施設という理解でよろしいですか。例えば業界である一定要件をもって複数兼任できるような資格が得られたときに、異なる事業者、別の会社の施設を兼任するということは想定に入っているのかどうか、その確認を質問としてさせていただきます。

それから２点目は要望ですけれども、先ほど三浦委員の御質問にもありましたけれども、発災時に保安監督者とのいろんな対応を地域と密接に普段から行っておくということもあるんですが、発災時において保安監督者だけではなくて、事業者も含めてある意味では業界全体としていろんなコミュニケーションを図るような、そういう保安監督者に任せるだけではなくて、事業者あるいは業界として適切な関係あるいは連携をつくっておくということを是非お願いしたいというふうに思います。

以上です。

○小林座長 それでは、個別に今の御質問と御意見に御回答いただきたいと思いますが、最初の質問は、これはＪＰＥＣでよろしいですね。お願いします。要するにスタンドの運営が１つの企業ではないという場合。

○ＪＰＥＣ（二宮） ＪＰＥＣ、二宮でございます。

現状は、もう事業者単位ということで考えてございます。今後のステーションの広がりとい

うことでどうなるかというのはあるかもしれませんが、今の保安体制の明確化、それから、組織としてのバックアップ体制ということですので、この兼任というのは一つ一つの事業者の中で完結していくということで現在は考えております。

○小林座長 三宅先生、よろしいですね。これ現状はそうですということ。

○三宅委員 例えばほかの業界を見ますと、薬剤師さんですとかいろいろ兼任をされる、あるいはお医者さんでもいろんな病院で勤務されるということがありますので、違う施設で活動されることもあるわけですが、少なくとも現状では保安監督者についての兼任は同一の事業者によるものという理解で、理解いたしました。結構です。

○小林座長 ありがとうございます。

それでは、2番目の問題、これも似たような御質問じゃないかと思いますが、やっぱり J P E C さんじゃないの、お答えいただくのは。

○F C C J (伊東) F C C J、伊東です。

○小林座長 F C C J さん、お願いします。

○F C C J (伊東) 業界全体の取組ということで前回も御指摘いただいております、業界としましては、教育プログラムは用意してございます。そこでは同時発災の訓練等も当然のように用意できます。ただ、それだけではなくて、やっぱり実地、個社の取組において認定をすとかというと、その教育プログラムプラスアルファの部分が重要であろうかと思うんですが、新規参入者にとっては、そういった教育、標準化した教育プログラムというのは重宝されますので、両輪でやっていきたいというような考えでございます。

○小林座長 三宅先生、いかがでしょう。

○三宅委員 これは飽くまで要望ですので、是非実のあるシステムというか制度を構築していただきたいと思います。結構です。

○小林座長 ありがとうございます。

それでは、次が弁護士の吉川先生、お願いします。

○吉川(知)委員 聞こえますでしょうか。弁護士の吉川でございます。私からは幾つかの要望というか意見を申し上げたいと思います。

1つはまさに三浦委員が御指摘くださったこと、これは従前から私も検討会で距離の問題について、何か基準をつくってほしいということを何度か申し上げてきました。今、三浦委員の御質問に対しての伊東さんほかの御説明を勘案すると、どうも業界としてのガイドラインに具体的なスタンド間距離の数値は設けないという方向で考えられているようですが、逆に週1回

は巡視できるという基準例が挙げられました。これは確かに従事者との信頼関係を日頃から築いておくとか、機械やレイアウト、周辺環境といったスタンドごとの特徴を把握していくという意味では、巡回回数というのは良いと思うのですが、今飛行機もあります。行こうと思えば週1回行くということであれば、非常に離れたところに飛行機で行くということを平時は想定することも可能なわけで、ただ、発災時はこんな飛行機を使うなんていうことは無理です。そのような意味で、やはり私は距離制限は大体の基準でいいので、設けていただきたいということを是非強く要望いたします。

それから、2つ目、今回の御説明を聞いて、このシステム、従前の保安監督者に代わって「ワンオペできる従業員」という非常に耳障りのいい言葉が出てきて、この従業員にこの制度の成功が実質全部委ねられたなという気がいたしております。私はこの保安監督者の兼任制度自体を反対するものではないですが、だからこそこのワンオペ従業員という人の質の確保、くれぐれも各社の力量、規模でこのワンオペ従業員にとってもばらつきがある能力だということにはならないように業界として何かの歯止めをかけていただきたいと。

21ページ、開いていただけますかね。私もちょっと画面を見ることにします。21ページで、ここでワンオペ可能な従業員の認定条件というのが最後にさらっと書いてあります。これ事前説明でちょっと読ませていただいたときには、インタビューでA社は各項目の実技試験・安全知識筆記試験を行う、B社とC社は保安監督者による全項目の見極めを行うという結果だったと伺ったような記憶がございます。

それで、この下のほうの、「保安監督者による全項目の見極めを行う」というような抽象的な認定条件になりますと、本当に各社によって自由にできてしまうと。最終的には各社が責任を負うのだからと言われれば、それはそのとおりなのですが、やはりこの制度の全体の成功がワンオペ可能な従業者の配置というところにあることを考えると、やっぱり何か業界としてもう少し質を担保するような制度をガイドラインの中、せめてこの保安教育計画作成の指針案の中に盛り込んでいただきたいなと。くれぐれも経験年数だけの縛りというようなことにならないように、これは強く希望いたします。

最後の要望です。今回保安監督者は同時発災時、通信により連絡を取ると。ただ、その通信がうまくいかなかったことも考えて、事業者のバックアップ体制も整えるとしていただきました。これは非常に有り難いことだとは思いますが、ただ、この事業者もやはり通信に頼っている以上、機能しないということも十分に考えられます。三宅先生がおっしゃったこととちょっとかぶるかもしれませんが、こういう場合にやはり是非業界として同時発災時の支援体制につ

いて協定を結ぶようなことをしておいていただきたいなというふうに思いました。これを希望いたします。

以上でございます。

○小林座長　ありがとうございます。

幾つか御質問、御意見を頂きましたが、これ個別に全部回答をお願いできますか。最初の距離はまた蒸し返しになりますが、吉川委員も三浦委員も定量的な答えが欲しいという御意見で、それは多分どうするかというのは今後の検討事項になるかもしれませんが、何か御意見あったらやっぱりお伺いしたいと思いますが、J P E C さん、どちらですか。F C C J さん、どちらですか。

○J P E C（二宮）　すみません、バックシートのJ P E C、二宮から説明します。

具体的な距離というのは非常に難しいかなとは考えておりますが、巡視は週1回とは言いますが、できるだけ高い頻度で巡視するということで、もうそれなりの距離の制約は入ると考えております。

最後の資料というか、スライド28に自治体に提出する危害予防規程に体制図というのが載っておりまして、兼任する場合には、ここの絵は2か所でございますが、3か所、4か所なりの兼任をすることになった場合には、この体制図の下の方の箱が3つ、4つと増えるわけですが、そういうものを各自治体に出したときに、それを認めていただけるというのが先生方がおっしゃるような、そういったちょっとこれは遠いんじゃないかというようなものがちゃんとこれを危害予防規程として出したときに、ここから兼任をやっていいよという認可が下りる、下りないということにおのずと縛りが入ってくるというふうに考えてございますので、そこは事業者がこういう危害予防規程の体制図というのを持って自治体に行く、自信を持っていけるというところでおのずと決まってくると思います。

その上でバックアップ体制が強いとか強固なものがつくれるか、そこが強くないかとかによって距離というのは変わってくる可能性もございますので、ここはそういうバックアップ体制が組めるとか、それから、高い頻度で巡視ができるとかというようなことから、そして、これをちゃんと自治体様に認めていただく、そういう距離というはおのずと決まってくるのではないかと、そのように考えております。

○小林座長　引き続いて、ほかの2番目が従業員の位置付け、教育。

○J P E C（二宮）　ワンオペ従業員のことでございますが、もうこれはワンオペをするということをどう認めるかというのは各社に任せられることになるわけですが、この体制と

というのがワンマンオペレーションの従業員の平常時の円滑な業務、それから、緊急時の適切な初動、ここを求めているということで、それを確実にするのがもう事業者としての責任ということ、先生もおっしゃられたように、これはワンオペ従業員に依存していますよね。確かにそういうことになりますので、それに応じた事業者としての責任の取り方というのがございますので、そういう人材を育成して初めてこの人にワンマンオペレーションをさせる。ワンマンオペレーションさせた上で、更にそこでワンマンオペレーションの経験を積んだ上で兼任スタンドのワンマンオペレーションということになって、ここも段階を踏んでございますので、そういうところで確実化していくというふうに御理解いただければと思います。

それから、それが先ほども言った認定条件とかというところとつながってくることかと思いますが、各社によって自由になってしまうということにはなっていますが、そういう人間をワンマン従業員として経験させて、それで、その人が複数スタンドを保安監督者が兼任するスタンドの中のメンバーになっていくというような、その段階を踏むということでレベルの高いワンマンオペレーションできる従業員になっているということで御理解いただければと思います。

最後は、バックアップ体制に関して各社さんの協定というところに関しては、研究団体であるJPECとしてはちょっと言いにくいところではございますが、そういったことがあれば、より強固かとは思いますが、まずは1つの社、個社の中でできるだけ確実な通信網というか、できるだけ多様な緊急連絡網等を構築して、また、そういう複数の連絡網とかを使った訓練、通信訓練等も実施して、通信の関係で対応遅れがないような、そのような訓練とか連絡網とかの構築というのがまず求められるものかなというふうに考えております。

○小林座長　ありがとうございます。

吉川委員、改めまして御要望はお聞きいただけるという趣旨だと思いますが、ただ、定量的にはやっぱりはっきりしないことがかなりあると思いますので、御意見がまたありましたらどうぞお願いします。

○吉川（知）委員　意見というか要望は聞いていただけるというようには、ちょっと今の話では、正直思えなかったです。第1点目は（危害予防規程が提出されたときに）自治体が判断して駄目と言われちゃうから大丈夫じゃないですかということですし、（ワンオペ従業員の問題も）JPECさんのような大きなところはちゃんと組織力で教育もしっかりしていただけるんでしょうけれども、いろんな会社が参入してきたということになったときに、果たして本当に業界としてワンオペ従業員の質を担保することを各社任せにしておいていいのかなというのは、

私の中では疑問は到底氷解し得ないので、強くこの点の要望は残しておきたいなというふうに思っています。

以上です。

○小林座長 ありがとうございます。

ちょっとすみません、よろしいですか。23枚目のスライドで、吉川委員、三浦委員おっしゃるとおりワンオペができる人の要するに質の確保というのが今非常に大きなやっぱり皆さんの心配事になっていると思うんですよね。それはこの図です。この図を拡大していただいて、一番下の要するにステーションの数はどんどん増えるんですけれども、問題はステーションで働く人、従業員の要するに数の確保というのがもっと大きな問題だというのは前から私申し上げているんですけれども、それで、今具体的には保安監督者が兼任するというのは、要するに保安監督者が足りなくなるから兼任するというのが正直な話だと思うんですよ。

それで、事業者というのは誰ですかというと、新任から始まっていて、当然要するに学卒の人、しかるべき人をやっぱり企業は採用して、それでどこかに新入社員として張り付けるわけですよね。そこから従業者というのは多分出発している。そこで、ステーションで働きながら保安監督者を目指すというのが多分このストーリーだろうと思うんですよ。

私はKHKで資格のことをいろいろ携わっているので、高圧ガスの保安責任者の免状を取るのは非常に大変なんです。試験に受かるのが非常に大変で、学卒の人が何年も要するに試験の勉強をしないと取れないんですよ。だから、多分この一番下のイメージは従業者でステーションに張り付けられた新入社員は、将来的には要するに高圧ガスの保安責任者の資格を取って、それで保安監督者になって、それで、その後本社従業員でマネジャーというようなところがあって、要するに企業の中で出世コースなんです。そういうところにもステーションの人を採用して、そこからずっと教育していくと、事業者がそういう宣言をしていると私は思っているんですけれどもね。

だから、ある意味こういうことが本当に実行していただけたら非常に人材を有効に活用する、だから、従業者の何か資格制度だとか教育制度みたいなものを別につくるよりも、やっぱり保安監督者になることが従業者の目的であるということを企業の方が入ってきた社員にきちんと説明して、そういうルートを開いてやって企業内で活用する、それが一番多分有効じゃないかと思って、だから、これを持ってきていただいたときに、非常に結構ですねと私は思ったんですけれどもね。それは吉川委員も三浦委員もこの説明があまりなかったと思うんです。これはどう思いますかということをお聞きしたい。

どうぞ。

○吉川（知）委員 先生、よろしいですか。

今のお話は非常にある意味説得力があるのですが、では、現実にはそういうふうになっていくかということ、私のイメージの従業者というのは、今の既存のガソリンスタンドのスタンドにいる方に近いイメージを正直持っています。ごめんなさい、これちょっと議事録にして差し障りがあるかもしれませんが、そのスタンドにいる方がみんな幹部候補者を目指しているような人材だというシステムには今の日本では残念ながらないような気がしていて、果たして今ご説明頂いたような制度設計になっていくのかということも、もしかしたら理想論としてはこういうことを本当に考えていらっしゃるかもしれませんが、言ってみれば大きな会社であってもスタンドを持てば持つほど保安監督者になれる人も絞られるでしょうし、ましてやそんな会社の幹部になれる人なんていうのは限られていくわけで、多くの従業者は一従業者として終わっていく方も多いと思うので、ちょっと今のはかなりきれいな理論ではありますが、その制度で担保されるということをちょっと信じられるかと言われると、私はちょっと懐疑的に、人間が汚いんでしょうか、思っています。

○小林座長 吉川委員おっしゃるとおりです。現状は全く違います。ただ、事業者がこういうものを出してくるたびに、質問したらそういうふうを考えていきますということは明言しています。現状でもかなりスタンドのいわゆる従業員に大卒を張り付けているという説明は聞いております。

○FCCJ（坂本） FCCJ、坂本でございます。

水素スタンドを実際に運営しております個社の立場から一言、人の育成について発言させていただきたいと思います。

弊社は産業ガス一般を扱っておりますけれども、最近、新入社員として入ってこられる方、大変多くの方が水素の仕事をしたいという高い志を持って皆さん入ってきていただいております。これはやはり地球環境問題に貢献したいと、そういう高邁な理想を持って入社して下さる方がかなり多いということでございます。

また、水素ステーションの従業者として地元、地元で採用することも多々ございます。去年あったことですが、ちょうど1年ぐらい前、春ですが、中部地域の水素ステーションの従業者を応募したときに、パティシエをやっていた女性の方が応募していただきまして、これは立派な方なんですけれども、ずっと水素ステーションで保安監督者の下働かれて、高压ガス製造責任者の免状を見事1月に合格して、今はそこのステーションの保安監督者にな

っております。ただ、保安監督者としてはまだ経験が浅いわけですので、そのエリア長、エリアのリーダーの保安監督者の指導を引き続き受けながら成長している、そして、更にそれが今後兼任をするような保安監督者になって、更に本社の幹部に上がっていく、そういうキャリアパスを実際に今念頭に置いて人の育成を進めているところでございます。

○小林座長　ありがとうございます。

改めて吉川委員、三浦委員、お願いします。

○前田委員　ガソリンスタンドのお話があったので、私も一言ちょっと述べさせていただきます。

水素スタンドも私どもはやっていますし、ガソリンスタンドもやっています。末端といいですか、実際の店舗で働いている従業員、先生おっしゃるみたいにアルバイト的な人間もちろんいるんですが、正社員の従業員もおりまして、そのキャリアパスとしては店の従業員から始まって、店の店長、それから、エリアを任せるエリア統括的なマネジャー、それから、地場、地場の店舗の幹部といったキャリアパスは現在のガソリンスタンドでもありまして、そういったことが働く従業員のモチベーションになっている部分もありますので、それと同じようなことをこの水素でも実現したいという意図が資料にあるというふうにお読み取りいただければと思います。

以上です。

○小林座長　ありがとうございます。

では、改めて三浦委員、どうぞ。

○三浦委員　いろいろお教えいただき、ありがとうございます。

素晴らしいロールモデルを聞かせていただき、そういう方もいらっしゃってよかったなと思いましたが、やはり今のお二方は非常に業界を代表する大手さんのお話であって、先ほどもおっしゃっていましたが、新規参入者がこの先どのくらい入ってこられるのかという懸念もありますよね。そのときに同じような規模、同じような育成プロセスを経て本当にそういう人材がおられるのかどうか。というのは、人の問題というのは促成栽培ができないと何度も申し上げていますが、非常に時間がかかることなので、このようにやっているから大丈夫なんです、私たちはこうしていきますという言質は頂きたい。聞けてよかったなとは思いますが、さはさりながらやっぱり人の問題というのはそんな簡単にはいかないという自覚を持っていただかないと。このようなプログラムに人を乗せているので大丈夫ですということじゃないと申し上げたいのです。

決して足を引っ張るつもりはありませんが、先ほど兼務の話のときに何度か「4か所」という言葉が3回ぐらい聞こえたので、この段階で4か所を想定しているのかというのがすごく引っかかっているんです。ステップ・バイ・ステップのお話をしていただいているときなので、どんどん人が足りなくなるという焦りはよく分かります。よく分かりますけれども、ここで何か拙速にやって取り返しがつかないことになっちゃいけないんですよ、やっぱり。ですので、常に意地悪を言っているようで申し訳ないのですが、本当に人のことというのは慎重に慎重を重ねないとできないと肝に命じていただきたいというのは、多分吉川先生も同じかなと思うんですけれど。

○小林座長 吉川先生、どうぞ。

○吉川（知）委員 すみません、私も意地悪なことを申し上げるようで申し訳ないのだけれども、やはりこれは創設期だけの制度設計ではなくて、恒久的な制度をつくろうとしているということを是非自覚していただきたい。今はステーションも少なくても参入される会社さんも相当意欲を持って参入されている、会社の中でも水素ステーションの注目度は高い、そうなれば有為な人材がそこに向けられるということはあると思うんですが、強調したいのは、全社の全ステーションにおいてワンオペできる従業員という人の質が担保されなければいけないということ、これをよく皆様心に留めていただいて、御自分の会社のことだけではなくて、もっと小規模な会社もこれからどんどん増えてくるということを是非念頭に入れていただいて、制度設計をしていただきたいと、これだけ最後に申し上げます。

○小林座長 ありがとうございます。

それで申し訳ないんだけど、ちょっとお二人がポイントを外れている問題が今の問題、ちょっとさっきのスライドをお願いしたいんですけれども、要するに今この議論は保安監督者の問題なんです。ところが、保安監督者の問題から今従業員の問題になってきて、従業員の問題が今お二人のメインになっているんですけれども、そうじゃなくて、そもそも保安監督者が1人で3か所のスタンドを兼任するようにしなければスタンドの数の増加に困りますというのがそもそも事業者の願いから問題が来ているわけです。

それで、私みたいにKHKで資格に携わっている人から見ると、保安監督者はそんなに簡単につくれないんです。だから、保安監督者は将来の企業のエリートになるような人を企業が採ったら、その人たちに勉強しなさい、勉強しなさいと言って何年か勉強させて初めてできるというのが保安監督者のもともとの資格の話になっているんです。今はこの下のイメージは何を言っているかということ、若い人を入社させたら、その人が保安監督者の資格を取るためにステ

ーションで働いて勉強の機会を与えてやりますというのが下のイメージになっているわけです。だから、従業者をおろそかにするとか、従業者は別にまた教育が必要だとか、それもありきなんだけれども、飽くまで保安監督者になるために資格が必要です。その資格は勉強しなければ取れませんが、そういう場をちゃんと企業としては用意しますということで従業員の確保というのを同時にできるんじゃないですかというのが多分このイメージだろうと。

○吉川（知）委員 先生、よろしいですか。

私もこの今日の審議事項が保安監督者の兼任のための要件審議だということは十分認識しております。そこで問題だと思ったのが、結局この要件の部分で重要な要素をワンオペできる従業員を配置するというところに置き換えられてしまった感があるので、では、その要件としてワンオペできる従業員の配置ということで構わないけれども、その代わりワンオペできる従業員というのをよくよく吟味して、質を保持した上で配置してくださいと。それであれば保安監督者を兼任することで構わないでしょうと、こう申し上げています。

○小林座長 分かりました。

私と議論するとまずいので、今のワンオペできるという、やっぱりそれは資格じゃないですかというのがお二人の御意見、だから、それはそれなりに今後きちんと説明したり、それはワンオペできるというのはどういう資質だとか教育が必要ですかと、それはやっぱり事業者としてきちんと示していただくと。だから、1つは保安監督者の受験勉強という話もありますというのがお認めいただけると思うんだけど、それ以外にも資格とか教育ということでやっぱりきちんとしたものをつくっていただきたいと、そういう御要望、それは事業者に今後お願いするということでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、大分お待たせしましたけれども、東大の吉川先生。

○吉川（暢）委員 聞こえますか。大丈夫ですか。

○小林座長 どうぞ。

○吉川（暢）委員 1点だけお願いします。今、ワンオペできる従業者の人材の確保というのが非常に大事だということになっておりますけれども、加えてそれを補う意味というのものもあるんですけれども、スタンドのハードウェアとしても必要な要件があるのではないかなというふうに思いました。

それで、ワンオペできるスタンドということでハードウェア的に加えるべき要件というものがないかどうか、あるのであれば、そういったところをどうやって取り込むかというふうなと

ころの御検討を頂ければというふうに思います。

○小林座長 これは要望だけでよろしいですか。お答えしていただくと。

○吉川（暢）委員 いや、もしもそういうことは全然必要なくて、完備されているということであれば結構なんですけれども。

○小林座長 一応お答えしていただきましょう。これはFCCJですか、JPECですか。どちらかお答えしてください。設備の問題。

○JPEC（二宮） バックシートから、JPEC、二宮でございます。

水素スタンドにおける設備で何かこれが兼任になるからといって追加するようなものはないと思います。今ちょうど事業者委員の方々も周りにいて確認しましたが、特にないということで全員一致しております。

ただ、やはり緊急時の通信体制というところだけはしっかり充実させるということがこのバックアップ体制の根幹でございますので、そこについては各事業者がしっかり工夫して、このような太い連絡体制ということを構築していくということが大事かと思います。

以上です。

○吉川（暢）委員 分かりました。

ワンオペ、しかも、同時発災というふうなところも含めて、今通信の件は理解いたしましたけれども、加えて今の吉川先生あるいは三浦先生の御議論を安心させるためにも、是非ハードウェア的なサポートもあるんだというふうなことを明言できるような材料をそろえていただければというふうに思いました。

○小林座長 ありがとうございます。

それでは、一通り委員の皆さんの御質問、御意見をお受けしましたが、改めてほかの委員の方の御意見等も踏まえて、蒸し返しの議論あるいは新しい観点の議論がございましたら御発言をお願いしたいと思います。ある方はコールしていただければ。よろしいでしょうか。

それでは、この件は非常にたくさんの御意見を頂きまして、まだ多分検討しなければいけないことがたくさんありますと、簡単に言ったらそういう御意見だろうと思います。だから、今日頂いた御意見を改めてまた事業者のほうで検討していただいて、それに従って保安室と検討を更にしていただいて、その結果を次回かここでまた御報告いただくということにさせていただきます。

ただ、方向性としてはいろいろ示していただいた方向性がかなり有効だとか、こうしようということは見えてきたと思いますので、それを更に進めていただきたいということでもよろしく

お願いいたします。どうもありがとうございました。

そうしましたら、この今の議題から外れて何か全体で御意見ございましたらお願いしたいと思います。今回みたいなシステムも含めて、もうわざわざ委員会をやらなくても、こういうものでいいんじゃないかというような、そういう御意見でも構いません。何かございましたら、どうぞ。

○須田委員 トヨタ自動車、須田です。

逆に今回ちょっとウェブ会議ということで、事業者側のナンバー49番、F C Vに関する事務手続の合理化というのをちょっと一部の委員の方には御説明させていただいた上で取り下げさせていただきました。また、ちょっと状況が変わって幅広く御意見いただける場有的时候には、また是非議題として挙げさせていただきたいなと思っていますので、よろしくをお願いいたします。

○小林座長 私のほうから発言しないといけなかったと思いますが、今の発言のとおり49番は事前に説明いただきました。事前に説明いただきましたけれども、まだ十分解決の方向性が見つかっていないということと、それと、委員の方から非常にいろんな見方の御意見が多分出るだろうと。それはこういう会議でやるには不適切で、やっぱり顔を合わせて口角泡を飛ばして、つばを引っかけながらやらないと多分解決しないということでやめにしました。だから、今御指摘いただいたとおりで、それはできるだけ近いうちに、むしろ解決しない、解決しない問題を、解決の方向性がない問題をやっぱりとことんここで議論していただいて方向性を見つけるということは是非やりたいと思っています。

すみません、座長がそれ御説明しなければいけなかったんですが、そういうことで御了解いただければと思います。御指摘ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局から連絡事項などありましたらお願いいたします。

○伊藤室長 事務局、高圧ガス保安室長の伊藤でございます。

委員の皆様方、本日はスカイプ会議という慣れない会議でありありがとうございました。御協力を頂きまして、おかげさまでスムーズに進行できたと思っております。本当にありがとうございます。

次回、13回の検討会になりますけれども、恐らくしばらく先になるかと思っております。そのときになりましたら、事務局からまた追って御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

それから、今回の検討会でございますが、本来一般の傍聴者を募って公開によって執り行うところございましたけれども、今回は委員のみで遠隔での形態で実施いたしました。本日の議事録を作成した後に、これを公表することをもって公開での実施とさせていただきます。これまでと同様、議事の議事録を作成次第、委員の皆様に確認をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○小林座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の検討会を終了いたします。御熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。

午後 3 時 0 2 分閉会

お問合せ先

産業保安グループ 高圧ガス保安室

電話：03-3501-1706

FAX：03-3501-2357